

保護者様
保証人様

学校法人 群馬英数学館
育英メディカル専門学校

インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。インフルエンザの出席停止期間の基準は次のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、保護者または保証人の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。保護者または保証人の報告書記入が困難な方は、下記必要書類（いずれか一部）を添付してください。

【添付書類（コピー可）】
・ 診断書 ・ 医療機関受診時の領収書 ・ 処方薬の領収書

教務部 TEL : 027-280-6811

保護者または保証人が記入

インフルエンザにおける療養報告書

鍼灸 ・ 柔道整復 学科 / I ・ II ・ 昼間 ・ 夜間 部（いずれかに○）
学籍番号 _____ 学年 _____ 年
氏名 _____

1 受診	(1) 診断日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (診断型 : A 型 B 型 不明) ※いずれかに○をつけてください。
	(2) 医療機関名	

2 療養	(1) 発症日 (※1)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	(2) 解熱日 (※2)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	(3) 登校再開日 (※3)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
※2 解熱日とは、解熱剤を使用せずに解熱した日。
※3 登校再開は、発症日を 0 日目とし、翌日から数えて 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過していること。
※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。
(新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準：発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで)

上記のとおり相違ありません。 続柄 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者または保証人氏名 _____ 印

【学校処理欄】

学校長	副校長	事務長	学科長	教務部長	受付担当者